

タブレット型端末等調達仕様書

1 調達内容

(1) タブレット型端末

タブレット型端末を使用するうえで必要な初期設定、アプリケーションのインストール・設定及び無線 LAN アクセスポイント接続等のキッティング作業を含む。詳細な設定については、県が別途指示する。

項 目		仕 様
タブレット型端末 (iPad)	メーカー	Apple
	型番	MD3Y4J/A+ (Wi-Fi モデル)
	記憶容量	128GB
	端末色	シルバー
	数量	311 台
	初期設定	iOS を最新のバージョンとすること。
		Apple Business Manager を導入すること。
		発注者が指示するクライアント証明書をインストールすること。
		発注者が指示する端末名及びパスコードを設定すること。
		発注者が指示する AppleBusinessManager のアプリ管理用 ID を用いて AppleBusinessManager にデバイス登録すること
	アプリケーション設定	SideBooks (ペーパーレス会議システム)
		moreNOT (ハイセキュリティコンテンツ共有サービス)
		Adobe Acrobat Reader
		Zoom (web 会議サービス)
		Cisco Webex (web 会議サービス)
		Microsoft Teams (コラボレーションプラットフォーム)
		box (オンラインストレージ)
		アプリケーションはいずれも自動更新を可能とすること。
	無線 LAN アクセスポイント接続に係る設定	発注者が別途調達する広島県行政 LAN・WAN アクセスポイント設定情報 (1 箇所) を登録し、Wi-Fi が接続できる状態とすること。 なお、Wi-Fi 証明書はクライアント証明書とし、受注者から端末の MAC アドレス情報の提供を受けた後、発注者が発行し、受注者に提供する。
モバイルデバイス 管理システム (MDM)	通信環境	・インターネット回線経由で利用可能であること。
	管理対象	・本調達において導入するタブレット型端末全ての管理ができること。 ・必要に応じて別で調達したタブレット型端末を管理対象に追加できること。
	機能	・管理対象端末の情報 (デバイス情報、ネットワーク情報、アプリケーション情報、位置情報等) を取得し、一覧で表示できること。
		・遠隔での利用停止及びデータ消去ができること。
		・利用者によるアプリケーションのインストールを制限

		できること ・パスコードの初期化ができること。 ・利用者によるパスコードの変更を制限できること。 ・AirDrop 及び iCloud メールの利用を制限できること。
		・アプリケーションをリモートで配信できること ・管理者が承認したアプリケーションに限り、追加でインストールができること。

(2) 付属品

項 目		仕様	数量
ソフトレザークバー (iPad(A16)用)	メーカー	エレコム株式会社	311 個
	型番	TB-A25RMG360BK (同等品可)	
	色	ブラック	

2 利用期間

60 か月とする。(令和 7 年 12 月 1 日から令和 12 年 11 月 30 日)

ただし、利用期間開始日までに導入物件が利用可能になるよう準備すること。

3 基本要件

(1) 導入物件の型式等

導入物件は、未使用品であること。

(2) 導入物件の動作

導入物件は、確実に動作するものであること。

(3) 物品の保証

導入物件の機器等の物品に係る初期不良が判明した場合は、受注者の責任及び負担において、製品の修理、交換等対応を迅速に行うこと。また、契約締結時に、契約期間中に導入物件の破損・故障等が生じた際の対応窓口を提示すること。なお、この場合における物品の修理費用は発注者が負担する。

(4) アプリケーション製品の表記言語

取扱いの容易さを確保するため、導入物件の取扱説明書は原則として日本語で表記されたものであること。機器等製造元が提供する取扱説明書に日本語表記のものが存在しない場合は、受注者の責任及び費用負担において日本語訳を用意し添付すること。

(5) ケーブル類

導入物件の動作に必要な充電ケーブル (USBtypeA-USBtypeC) は、導入物件に含んだ形で納入すること。

4 納入場所

広島県庁舎内で発注者が別途指示する場所に納品し、設定すること。

5 納入条件

(1) 機器等の納入、設置

受注者は、契約締結後速やかに、導入物件の納入に向けて受注者及び発注者が行う作業及

び時期、留意事項等を記載した業務工程表を作成し、発注者に提出すること。

受注者は、「2 利用期間」に掲げる利用期間開始日までに次項「5. (2)機器へのアプリケーション等のインストール、設定」に示す作業を行った上で、導入物件の設置、設定、動作の確認及び指定する試験が完了し、発注者の検査を受けていること。また、同日より通信回線が利用できる状態とすること。

なお、導入物件の納入は利用に必要な物品のみとし、導入物件以外の梱包材などの不要なものは受注者において撤去すること。

(2) 機器へのアプリケーション等のインストール、設定

受注者は、発注者の指示のもと、AppleBusinessManager のコンテンツマネージャー権限のアカウントを利用して「1. (1) タブレット型端末」に記載のアプリケーションその他必要なアプリケーションをインストールすることとし、LAN 環境設定についても設定作業及び動作検証を行い、「2 利用期間」に掲げる利用期間開始日までに利用可能な状態にするものとする。

MDM の操作マニュアルを発注者に交付すること。

なお、物品の配送・回収を含めた、本契約の履行に係る費用は受注者による負担とし、通常の利用において引渡し前の物品に故障などが発生した場合は、受注者による負担で代替品を用意し、修繕等で作業に遅延が生じないように速やかに機器の交換を行うものとする。

(3) 管理用台帳

シリアル番号及びマックアドレス、端末名及びパスコード並びに、SideBooks 及び moreNOTE の設定情報を記載した管理台帳を作成し、電子データ（CD-R 等に格納したもの）で提出すること。

(4) その他

タブレット型端末及びソフトレザークバーには、発注者が別途指示する端末名が書かれた識別用ラベルを貼付し、納入すること。

6 その他

(1) 情報の管理

本業務の遂行にあたっての情報管理については、次の点に留意すること。

ア 本業務に携わる者は、個人情報等の管理を適正かつ厳格に行うこと。

イ 本業務に携わる者は、事業の遂行を通じて知り得た情報を漏らしてはならないこと。その職を退いた後も同様とすること。

ウ 広島県セキュリティポリシーを遵守すること。

(2) 契約期間満了時の扱い

本契約期間が満了した際、発注者は契約を終了するか 1 年間延長するか、あるいは、契約の一部を終了し一部を 1 年間延長するか、選択できることとする。

発注者が契約を延長する場合（一部延長を含む）の年間費用は、次に示す基本的考え方に基づき、決定することとする。

ア ハードウェアの利用に係る費用 当初契約における年間費用の 12 分の 1 とする。

イ ソフトウェアの利用に係る費用 無償とする（※）。

ウ MDM の利用に係る費用 当初契約における年間費用と同額とする。なお、1 年間の延長

契約が満了した際の扱いも、原則、上記と同様とする。

※ 当初契約期間の満了をもって、ソフトウェアの使用許諾権は発注者に移転するものとする。なお、前記ア～ウの費用を算出するため、契約締結の際に入札金額の内訳書を提出すること。

(3) 撤去（契約終了時）

導入物件は、契約終了後発注者が 1 か所に集めたのち、受注者の費用負担及び責任において撤去すること。具体的な撤去日程は、発注者と受注者が協議して決定するものとする。

なお、情報漏洩防止のため、導入物件撤去後は、初期化又は端末内のデータを復元できないよう完全に消去したうえ、データ消去後はデータを消去した日時・実行結果等を記載した「データ消去報告書」を任意の様式で発注者に提供すること。

(4) その他

この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、発注者と協議の上、対応方針を決定すること。

7 担当者

総務局財政課 花木

〒730-8511 広島市中区基町 10-52

TEL 082-513-2291